

第2編 地震対策編

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「吉田町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

1 計画の目的

平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民等の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- ア この計画は、町の地域に係る地震対策について定めるものである。
- イ この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民等が地震対策に取り組むための基本方針である。
- ウ この計画のうち、第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- エ この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。
- オ この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は、次に示す6章及び別紙により構成される。

章	記載内容
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

章	記載内容
第3章 地震防災施設 緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
第4章 南海トラフ臨時 情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。
第6章 災害復旧・復興	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。
別紙 東海地震に関連 する情報及び警戒宣言に 係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第2節 過去の顕著な災害

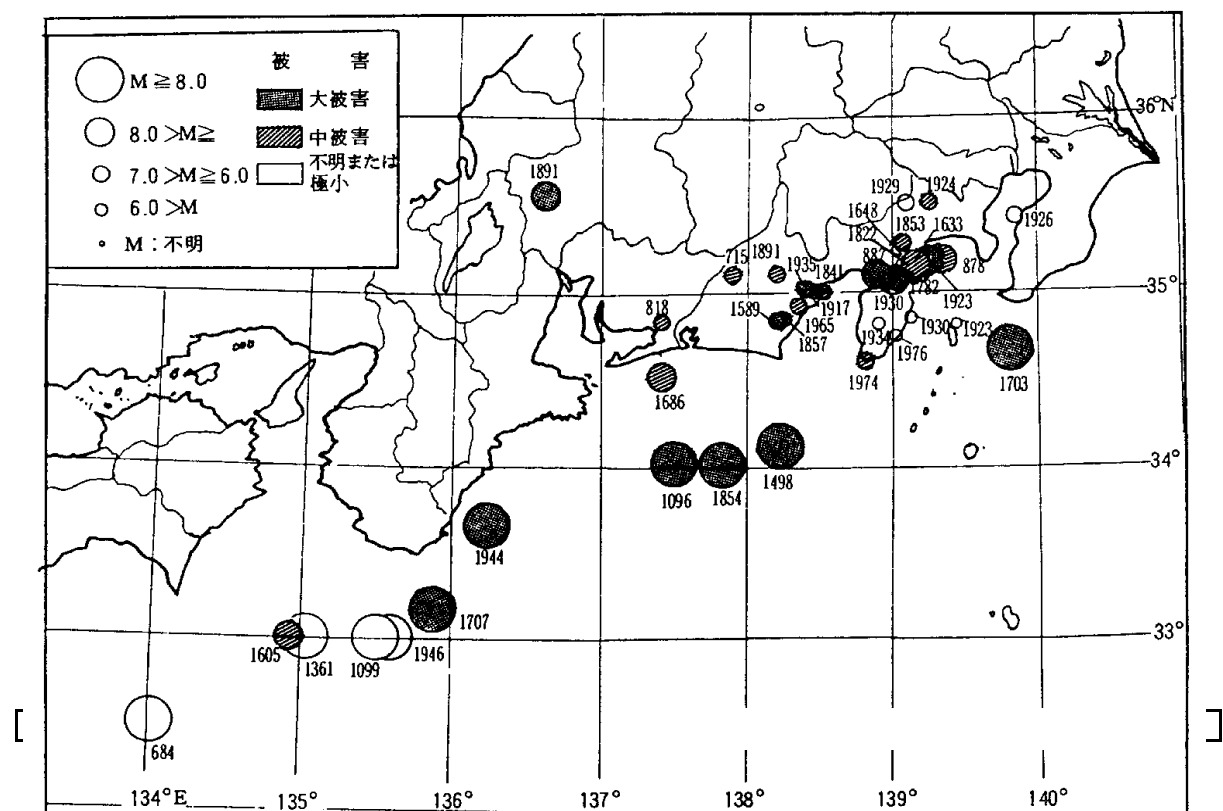
本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下に大被害を与えた地震、及び県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

【静岡県下に大被害を与えた地震及び震度5以上の震度を観測した地震の震源地分布】



第2編 地震対策編

<第1章 総則>

	和暦年月日	北緯 震央地名	深さ (h)	津波規模 県内最大震度	西部（遠江）	中部（駿河）
3*	684. 11. 29 天武 13. 10. 14	134. 0 32. 5 南海・西海道	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
5	715. 7. 4 和銅 8. 5. 25	137. 9 35. 1 遠江	6. 4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。	
6	715. 7. 5 和銅 8. 5. 26	137. 4 34. 8 三河	6. 7	[1] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。	
22	878. 11. 1 元慶 2. 9. 29	139. 3 35. 5 関東諸国	7. 4	[II] V		
26*	887. 8. 26 仁和 3. 7. 30	135. 3 33. 0 五畿七道	8. 6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
38*	1096. 12. 17 嘉保 3. 11. 24	137. 5 34. 0 畿内・東海道	8. 4	[III] 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。
39	1099. 2. 22 康和 1. 1. 24	135. 5 33. 0 南海道	8. 4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
56*	1361. 8. 3 正平 16. 6. 24	135. 0 33. 0 畿内・土佐・阿波	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？	
68*	1498. 9. 20 明応 7. 8. 25	138. 2 34. 1 東海道	8. 6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)
79	1589. 3. 21 天正 17. 2. 5	138. 2 34. 8 駿河・遠江	6. 7	[I] V～IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)	
84*	1605. 2. 3 慶長 9. 12. 16	134. 9 33. 0 東海・南海・西海	7. 9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。	
96*	1633. 3. 1 寛永 10. 1. 21	139. 2 35. 2 駿豆相	7. 1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)
141	1686. 10. 3 貞享 3. 8. 16	137. 4 34. 5 遠江・三河	7. 0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。	
153*	1707. 10. 28 宝永 4. 10. 4	135. 9 33. 2 五畿七道	8. 4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地でQuicksand現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。
163	1718. 8. 22 享保 3. 7. 26	伊那	6. 4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。	
243	1841. 4. 22 天保 12. 3. 2	138. 5 35. 0 駿河	6. 4	[0] V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯籠いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。
257*	1854. 12. 23 嘉永 7. 11. 4	137. 8 34. 0 東海・東山・南海	8. 4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災。湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰178、半潰116、無傷1。
265	1857. 7. 14 安政 4. 閏5. 23	138. 2 34. 8	6. 4	[0]		田中城で堀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしとい

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 緯 震 央 地 名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)
		駿 河				う。
300	1891. 10. 28 明治 24	136. 6 35. 6 愛 知 ・ 岐 阜	7. 9	V～VI	遠江で家屋全潰 32、半潰 31、 道路破裂 19、橋りょう損落 1、堤防崩壊 24、天竜川護岸 堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍 増、鉱泉の湧出量も増加。
301	1891. 12. 24 明治 24	138. 2 35. 1 山 中 湖 付 近	6. 4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。駕 籠坂峠で土地の陥没（長さ 20 間巾 3 尺、深さ 3 尺）あり、 道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ 所。
414	1917. 5. 18 大正 6	138. 4 34. 95 静 岡 付 近	5. 8		浜松地方で地裂・煙突の倒 壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の 被害。清水・江尻でも同様の 小被害。全体で死 2（静岡市）、 傷 6。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139. 3 35. 2 関 東 南 部	7. 9	V	県全体で死 375、傷 1, 243 不明 68、家屋全壊 2, 298、 半壊 10, 219、損失 5、流失 661。	全壊 100 戸以上の町村は伊 東・熱海・網代・御殿場・箱 根・北郷・小山・足柄である。 駿東郡の荒廃林野面積率は 3. 2%。
435	1924. 1. 15 大正 13	139. 2 35. 5 丹 沢 山 塊	6. 7	V		駿東郡で傷 26、建物全壊 10、 半壊 243。
453	1929. 7. 27 昭和 4	139. 1 35. 5 丹 沢 付 近	6. 1 20km	V		籠坂峠で亀裂。土砂崩壊し県 道を埋めた所あり。富士山で 落石。
461	1930. 11. 26 昭和 5	139. 0 35. 1 北 伊 豆	7. 3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。
479	1935. 7. 11 昭和 10	138. 4 35. 0 静 岡 付 近	6. 3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集 中。家屋全壊率 10%以上は、高 松・西大谷・東大谷・池田・ 国吉田 被害計、死 9、傷 299、 住家全壊 237、半壊 1, 412、清 水港の岸壁、倉庫大破。
506*	1944. 12. 7 昭和 19	136. 2 33. 7 東 海 沖	7. 9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ 1～ 2m。太田川流域の住家被害 率が高く南御厨村で 101%、 今井村で 97%。	県下全体で、死 255、傷 704、 住家全壊 5, 828、半壊 7, 815。 静岡市付近に被害率の高い所 あり。
509*	1946. 12. 21 昭和 21	135. 6 33. 0 南 海 沖	8. 0 30km		津波の高さ、舞阪 0. 8 m、 御前崎 2 m。	県下で傷 2、住家半壊 1、家屋 浸水 296、船舶損失 105。
546*	1960. 5. 23 昭和 35	73. 5W 38. 0S チリ地震津 波	8. 5	0	舞阪で波高 1. 1 m。	県下で床上浸水 1、床下浸水 234、非住家被害 13、ろ・かい 船被害 1、清水で波高 1. 3 m。
567	1965. 4. 20 昭和 40	138. 18 34. 53 静 岡 付 近	6. 1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。 壁の破損・瓦落下土台の破 損・柱の移動等があった。全 体で死 2、傷 4、住家一部破損 9。
*	2009. 8. 11 平成 21	駿河湾	6. 5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中 心に断水約 7 万戸、停電約 9, 500 戸。	静岡市及び牧之原市を中心 に、県下で死者 1、負傷者 311、 家屋半壊 6、一部損壊 8, 666、 火災 3、ブロック塀 207 ヶ所。 東名高速(上り)牧之原 IC 付近 で盛土崩壊。
—	2011. 8. 1 平成 23	駿河湾	6. 2 23km	V 弱	軽症 2 人、住宅一部損壊 14 件	重症 1 人、軽症 9 人、住宅一 部損壊 2 件、島田市で 12, 000 世帯で水道が白濁

注) 番号欄の「＊」印は、津波を伴った地震を示す。

出典)「日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫)に加筆

【資料2. 1-1】参照

第3節 予想される災害

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 静岡県第4次地震被害想定

地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、静岡県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

以下に、レベル1及びレベル2の地震各々について、本町に最も大きな影響を及ぼすと想定される被害想定結果を示す。

【想定の対象とした二つのレベルの地震・津波】

区分	内容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
------------	--

【想定対象地震】

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府（2012）)

- (1) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震等）の被害想定

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

静岡県では、最新の知見に基づく津波断層モデルを設定し、津波の想定を行い、第4次地震被害想定追加資料として、平成27年6月に「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の津波の想定」を公表した。

【静岡県全体の想定結果概要（最大となるケース）】

区分		4次想定	3次想定	備考
地震動	震度7の地域	344 km ²	131 km ²	県中部～西部で震度7～6強の地域が増加
	震度6強の地域	2,042 km ²	1,459 km ²	
津波	浸水深1cm以上	34.6 km ²	37.9 km ²	駿河湾沿岸で浸水深2m以上の地域が増加
	浸水深2m以上	11.0 km ²	6.2 km ²	
建物被害 注1)	全壊・焼失棟数	約26万棟	大破約19万棟	県中部～西部を中心に被害が発生
	うち地震動・液状化	約17万棟	大破約13万棟	
人的被害 注2)	死者数	約16,000人	5,851人	駿河湾沿岸で津波による死者数が大幅に増加
	うち津波	約9,000人	227人	

注1)「冬・夕、地震予知なし」の場合

注2)「冬・深夜、早期避難率低、地震予知なし」の場合

【吉田町の想定結果】

◆震度区分別面積【東海・東南海・南海地震】 (単位：km²)

区分	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4 以下	面積合計
県合計	344.2	2,041.9	3,179.8	1,807.5	291.7	50.9	7,716.0
吉田町	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3

注) 内閣府 (2012) の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

◆津波高 (単位：T.P. + m)

区分	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		-	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	-	-
吉田町	5	4	5	4	5	4	-	-
区分	宝永型地震		安政東海型地震		5 地震総合モデル		左 (上段・下段)のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
吉田町	5	4	6	5	6	5	6	5

注) 津波高は小数点以下第 2 位 (cm 単位) を四捨五入し、小数点以下第 1 位を切り上げたもの。

◆浸水面積 (単位：km²)

区分	浸水深 1 cm 以上	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県合計 (割合) 注 1)	34.6 (0.4%)	18.2 (0.2%)	11.0 (0.1%)
吉田町 注 2)	0.7	0.3	0.1

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海・東南海・南海地震】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

◆建物被害 <全壊・焼失棟数> (単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
県合計 注 1)	約 171,000	約 1,800	約 17,000	約 2,400	約 2,500	約 66,000	約 260,000
吉田町 注 2)	約 1,600	約 30	約 50	-	-	約 500	約 2,200

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；冬・夕、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値 (最大)

◆建物被害 <半壊棟数> (単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
県合計 注 1)	約 169,000	約 6,500	約 51,000	約 5,000	約 5,800	約 237,000
吉田町 注 2)	約 2,000	約 100	約 100	-	-	約 2,200

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；予知あり】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値 (最大)

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

◆人的被害 《死者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波			山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ				
県合計 注1)	約 5,500	約 700	約 9,000	約 70	約 8,900	約 200	約 800	－	約 16,000
吉田町 注2)	約 40	－	－	－	－	－	－	－	約 40
吉田町 注3)	約 30	－	－	－	－	－	約 10	－	約 40

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

注 3) 上記ケース以外に「吉田町において死者数（合計）が最大となるケース（【冬・夕、早期避難率高＋呼びかけ】又は【冬・夕、早期避難率低】）における吉田町の値

◆人的被害 《重傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計 注1)	約 30,000	約 2,100	約 400	約 60	約 600	約 100	約 31,000
吉田町 注2)	約 300	約 10	－	－	－	－	約 300

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

◆人的被害 《軽傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計	約 52,000	約 7,800	約 700	約 60	約 1,600	約 200	約 54,000
吉田町	約 500	約 50	－	－	約 10	－	約 500

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

ただし、【冬・深夜】の場合、「屋内収容物転倒、屋内落下物」での軽傷者数は「約 60 人」となる。

(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合に

ついて、それぞれ試算をしている。

【静岡県全体の想定結果概要（最大となるケース）】

区分		県4次想定	国想定	備考
地震動 ※1)	震度7の地域	344～732 km ²	—	—
	震度6強の地域	1,276～2,042 km ²	—	
津波 ※2)	浸水深1cm以上	158.1 km ²	150.5 km ²	レベル1の津波の約5倍、 県土の約2%が浸水
	浸水深2m以上	68.5 km ²	66.5 km ²	
建物被害 ※3)	全壊・焼失棟数	約30万棟	約32万棟	県内建物の約2割が全 壊・焼失
	うち地震動・液状化	約19万棟	約21万棟	
人的被害 ※4)	死者数	約105,000人	約109,000人	津波到達時間が早く、津 波による被害が甚大
	うち津波	約96,000人	約95,000人	

※1)【基本ケース、陸側ケース、東側ケース】

※2)【津波ケース①】の場合

※3)【東側ケース、冬・夕、予知なしの場合（国想定は基本ケース）】の場合

※4)【陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合】の場合

【吉田町の想定結果】

◆震度区分別面積【県】

(単位：km²)

区分	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	合計
基本ケース	344.2	2,041.9	3,179.8	1,807.5	291.7	50.9	7,716.0
陸側ケース	732.2	1,275.9	3,367.0	1,977.5	312.5	50.9	7,716.0
東側ケース	654.2	1,939.5	3,487.2	1,500.0	84.2	50.9	7,716.0

◆震度区分別面積【吉田町】

(単位：km²)

区分	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	合計
基本ケース	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3
陸側ケース	0.0	2.3	19.1	0.0	0.0	0.0	21.3
東側ケース	1.5	18.9	0.9	0.0	0.0	0.0	21.3

◆津波高

(単位：T.P. + m)

区分	ケース①		ケース⑥		ケース⑧		左のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
吉田町	9	7	9	7	8	7	9	7

注) 津波高は小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げたもの。

◆浸水面積【津波：ケース①】

(単位：km²)

区分	浸水深1cm以上	浸水深1m以上	浸水深2m以上	浸水深5m以上	浸水深10m以上
県合計(割合)	158.1 (2.0%)	105.4 (1.4%)	68.5 (0.9%)		
吉田町	6.5	4.8	2.6	0.2	—

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

◆建物被害 《全壊・焼失棟数》

(単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
県合計注1)	約 191,000	約 1,800	約 17,000	約 26,000	約 2,700	約 66,000	約 304,000
吉田町注2)	約 1,800	約 30	約 80	約 1,100	－	約 600	約 3,600
吉田町注3)	約 1,800	約 30	約 80	約 1,200	－	約 600	約 3,600

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、冬・夕、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において全壊棟数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：冬・夕】」を示しているが、各数値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆建物被害 《半壊棟数》

(単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
県合計注1)	約 181,000	約 6,000	約 50,000	約 31,000	約 6,300	約 274,000
吉田町注2)	約 1,600	約 100	約 200	約 2,100	－	約 4,100
吉田町注3)	約 1,700	約 100	約 200	約 2,700	－	約 4,200

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、予知あり】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において半壊棟数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の基本ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《死者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波			山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ					
県合計注1)	約 7,800	約 700	約 96,000	約 2,200	約 93,000	約 200	約 1,500	－	約 105,000
吉田町注2)	約 10	－	約 4,400	約 10	約 4,400	－	－	－	約 4,400
吉田町注3)	約 60	約 10	約 4,500			－	約 10	－	約 4,500

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：陸側ケース、津波：ケース①、冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において死者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《重傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
県合計注1)	約 35,000	約 2,100	約 2,500	約 50	約 400	約 70	約 38,000
吉田町注2)	約 100	－	約 100	－	－	－	約 200
吉田町注3)	約 400	約 20	約 200	－	－	－	約 500

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：陸側ケース、津波：ケース①、夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町で重傷者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：夏・昼】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《軽傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計 注1)	約 53,000	約 10,000	約 7,700	約 200	約 900	約 20	約 62,000
吉田町 注2)	約 500	約 80	約 400	－	約 10	－	約 900
県合計 注3)	約 55,000	約 8,300	約 4,800	約 60	約 1,300	約 200	約 62,000
吉田町 注4)	約 600	約 70	約 200	－	約 10	－	約 800
吉田町 注5)	約 600	約 80	約 400	－	約 10	－	約 900

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となる上記ケースにおける吉田町の値

注3) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注4) 県全体の被害が最大となる上記ケースにおける吉田町の値

注5) 「吉田町における軽傷者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の基本及び東側ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

町、県、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等（東海地震、東南海・南海地震、その他町において注意すべきものと前節に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 吉田町

処理すべき事務又は業務
ア 地震対策計画の作成 イ 地震防災に関する組織の整備 ウ 自主防災会の育成指導、その他住民の地震対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震防災のための施設等の緊急整備 キ 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 ク 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 ケ 避難の指示に関する事項 コ 消防、水防、その他の応急措置

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

処理すべき事務又は業務
サ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
シ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
ス 緊急輸送の確保
セ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
ソ その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
ア 消防施設、消防体制の整備又は点検
イ 救助及び救援施設、体制の整備
ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
エ 消防知識の啓発、普及
オ 火災発生時の消火活動
カ 水防活動の協力、救援
キ 被災者の救助、救援
ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
ケ 情報の収集と伝達
コ 消火活動、救助活動及び出動態勢確立
サ 地域住民への避難指示の伝達
シ 出火防止のための広報
ス その他地震災害拡大防止のための措置

3 静岡県

処理すべき事務又は業務
ア 地震対策計画の作成
イ 地震防災に関する組織の整備
ウ 自主防災会の育成指導、その他県民の地震対策の促進
エ 防災思想の普及
オ 防災訓練の実施
カ 地震防災のための施設等の緊急整備
キ 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
ク 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
ケ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
サ 避難の指示に関する事項
シ 水防その他の応急措置
ス 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
セ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
ソ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
タ 緊急輸送の確保
チ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急

処理すべき事務又は業務
対策の準備及び実施 ツ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害 応急対策の連絡調整 テ その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原警察署	ア 南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報等の広報 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 避難の指示に関する事項 オ 緊急道路確保のための交通規制 カ 応急の救護を要すると認められる者の救護 キ 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

6 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握 ウ 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡県国道事務所) (清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
	(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
国土地理院中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理指導 イ 海水浴客等に対す南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体諸措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社 NTT ドコモ 東海支社(静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 エ 被害施設の早期復旧 オ 防災関係機関の重要通信の優先確保
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

機関名	処理すべき事務又は業務
ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI 株式会社 （静岡支店） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

（3）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会（榛原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会（榛原歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 LP ガス協会 （中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
	オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、 定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を 編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する 情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送するこ と ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の 整備
一般社団法人静岡県トラック 協会（中部支部）、 商業組合静岡県タクシー協会 （志太榛原支部）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両 等の確保
一般社団法人静岡県警備業協 会	災害時の道路交差点での交通整理支援
しずてつジャストライン株式 会社（相良営業所）	ア 南海トラフ地震臨時情報などの伝達 イ バスの運転規制措置 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
ガス会社	ア 需要家に対するガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等 災害予防措置
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

（４）地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

処理すべき事務又は業務	
ク	南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施
ケ	地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
コ	上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 (イ) 津波警報等の収集及び伝達 (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

【資料2. 1－2】参照

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
ハイナン農業協同組合 (吉田支店)	ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 ウ 農業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材肥料等の確保及び、技術者の把握及び緊急動員
吉田町商工会	ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など災害関係諸物資の 安定的供給の確保 イ 被災商工業者の業務の正常運営の推進 ウ 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
南駿河湾漁業協同組合 吉田支所	ア 水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における水産物の確保 ウ 水産物等の災害応急対策についての指導
吉田町観光協会	ア 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 イ 災害時における宿泊者の救護 ウ 災害時における避難者の救護応援
静岡県交通安全協会 (牧之原地区支部吉田分会)	災害時応急輸送及び障害物除去の応援
吉田町交通指導員協議会	町内の交通防災のための交通指導隊の編成
吉田町社会福祉協議会	町の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体と協力

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

【防災課、学校教育課、関係各課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第4節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

【防災課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第8節「自主防災会の育成」、及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」＞に準ずる。

第3節 地震防災訓練の実施

【防災課、関係各課】

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

町民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 吉田町

町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。また、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災会を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、町が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。
個別防災訓練	上記訓練のほか個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 ア 情報の収集伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 イ 職員の動員訓練 適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 また、動員訓練に当たっては本部の設置、各課の地震防災応急対策の確認、検討、防災教育も併せて行う。 ウ 防災業務の訓練 各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 エ 自主防災訓練 自主防災会を中心にその地域の実情にあった防災訓練を実施する。
防災訓練に対する協力等	ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。 イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	ア 総合防災訓練 年1回以上 イ 地域防災訓練 年1回以上 ウ 津波避難訓練 年1回以上 エ 個別防災訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に町民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

第2編 地震対策編
<第2章 平常時対策>

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機関名等	重点事項
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 救助活動及び船舶の安全措置の指示等
経済産業省 (関東経済産業局)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社 NTT ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 救護資機材の点検確認 イ 救護班の待機及び出勤 ウ 医療救護 エ 血液製剤の緊急輸送
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所)	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
静岡県 LP ガス協会 (中部支部南榛原地区会)	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	ア 乗客の避難 イ 情報伝達

機関名等	重点事項
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

3 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第4節 地震災害予防対策の推進

【関係各課】

地震による火災の発生や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救済するための対策、被災者の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

1 緊急消防援助隊の受援体制

静岡市消防局は、消防組織の確立及び消防施設の維持管理並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域において消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- ア 消防団による避難誘導のための拠点施設
- イ 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- ウ 静岡市消防局庁舎の津波対策が必要であるもの
- エ 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- オ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等資機材
- カ その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民の理解と協力を求め、地震による火災

第2編 地震対策編
<第2章 平常時対策>

を未然に防止するために次の指導を進める。

また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

【資料2. 2-1】参照

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。 【資料2. 2-2】参照
高圧ガス施設 (LP ガスを含む。)	高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。 【資料2. 2-3】参照
LP ガス消費設備	LP ガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。 【資料2. 2-4】参照
研究室、実験室等 薬品類を保有する 施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が 出入りする施設	大型店舗、旅館、ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、町民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

区 分	内 容
建築主等による 耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。
町、県による耐震 性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 イ 自主防災会活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 ウ 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 県が作成した建築物の耐震性評価方法、補強方法、建築物の耐震構造設計指針等により関係団体等に対し指導する。住民が建て替え、補強等を行う際には、次の要領による対策を講ずるよう指導を行う。

区 分	内 容	
	区分	内容
	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
	既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
	エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 オ 大規模集客施設の天井等落下物の耐震化の促進	
公共建築物の耐震化	町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。	
情報機器の安全対策	町は、自ら保有する情報機器・情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報機器を扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。	
家具等の転倒防止	町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。また、事業所等のスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。	
ブロック塀等の倒壊防止	・町有施設においては、原則として新たなブロック塀を設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、基礎コンクリートとブロック塀を合わせた高さを地盤面（G L）から60 cm未満とする。 ・町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・町は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災会の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。	
ガラスの飛散防止	町はガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。	
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。	
供給ラインの耐震化	ア ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 イ 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。	

第2編 地震対策編
<第2章 平常時対策>

区 分	内 容
	ウ ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定体制等

町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

町長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検等を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。

物件名	対策実施者	措 置 等
街路樹		枯死樹木の除去等適切な管理に努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者、 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
屋外広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、静岡県発行「ブロック塀の点検と改善」を参考に安全なブロック塀を設置する。 【資料2. 2-6】参照
天井等	所有者、 管理者	天井等非構造部材の脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区 の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、吉田町地震防災強化計画において明らかにした、津波の浸水、がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区 の指定	町長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地の整備・ 指定及び避難路 の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難タワーを整備するとともに、避難ビルを指定する。 【資料1. 3-22】参照
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。 【資料1. 3-22】参照

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容
避難誘導 体制整備	町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
津波危険 予想地域	要避難地区のうち、津波危険予想地域については予防措置を講ずる。 ア 県及び町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔表示等を行う等、住民への広報に努める。 イ 町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対して危険性の周知に努める。 ウ 町長は、海岸、漁港の管理者と協議して、避難地等の掲示板を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。 エ 県及び町は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 オ 町長は、警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 カ 町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 キ 水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。
がけ崩れ 危険予想 地域	要避難地区のうち、がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。 ア 町は、県と協力して過去のがけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 イ 町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。 ウ 町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
町	ア 自主防災会、事業所等及び町民等に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災会の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災会 事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災会と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第12節「要配慮者支援計画」＞に準ずる。

11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

（1）食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 カ 町民等が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
町民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災会等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

（2）飲料水の確保

実施主体	内 容
町	ア 復旧資材の備蓄を行う。 イ 他の地方公共団体からの応急給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに耐震性貯水槽を設置する。 エ 住民及び自主防災会に対し、貯水や応急給水について指導を行う。

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

実施主体	内 容
	オ 工事業者等との協力体制を確立する。
町民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災会を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

【資料2. 2-7～2. 2-9】参照

(3) 燃料の確保

<第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」>に準ずる。

(4) 医療救護

実施主体	内 容
町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班（DMAT 等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災会	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
町民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録及び供血に協力する。

(5) 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 防疫用薬剤の備蓄及び消毒用機器を整備する。 ウ 町民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫計画の指導

実施主体	内 容
	エ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。 オ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。 カ 町民及び自主防災会に対し廃棄物の応急処理方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。 キ 災害時の環境保全に関すること。 ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
町民	ア し尿・ごみ等の自家処理に必要な資材器材の準備 イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む）	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(7) 救援・救護のための標示

町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

(8) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者、漁港管理者は、発災後の道路、漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。緊急輸送ルートについては【資料2】

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

2-10】参考とする。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理計画を定める。

町は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その促進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

また、大震法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について、事前届け出を行うとともに制度の周知徹底に努める。

17 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者は、その耐震性の向上及び地震による人的被害を防止するための安全の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
ア 文化財等の耐震措置の実施
イ 安全な公開方法、避難方法の設定
ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

18 非常用発動発電機等（停電対応）の整備

町は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼動するために、庁舎及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等のさらなる充実を図る。

また、町内の事業所に対してもその重要性の啓発を行う。

19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。

町は、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

【関係各課】

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針
ア 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を、あらかじめ除去又は軽減すること。 イ 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 ウ 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。 【資料2. 3-1】参照
通信施設及び情報 処理体制の整備	地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、情報を集約、分析するための情報通信システムの高度化を図る。 また、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を考慮した整備を進め、避難の迅速化・円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地 地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルート多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路として、知事の指定したルートに、町の重要な拠点を結ぶ道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。
交通管制施設の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制施設を整備するとともに、信号機の無停電化を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校教育施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
社会教育施設の整備	学習ホール等の社会教育施設の耐震化を図る。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
消防施設等の整備	消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の地域防災拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、広場・公園等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
土砂災害の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林について、啓発用の看板等を設置する。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設へ啓発用の看板等を設置する。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

7 漁港施設・用地の機能強化

区 分	内 容
漁港施設・用地の機能強化を図るための施設整備	海路、空路からの救援物資等の円滑な輸送体制を確立するため、漁港施設・用地を利用したヘリポートの整備及び緊急物資等の一次保管場所の整備を図る。

第2節 地震防災緊急事業五箇年計画

【関係各課】

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災緊急事業を実施する。

静岡県は、平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し実施しており、当町においては当該計画に次の事業を盛り込み、整備促進を図る。

1 防災業務施設の整備

（1）消防用施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。
整備の水準	「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性防火水槽を整備する。また、消防力を高めるため、消防の広域化・通信のデジタル化に必要な資機材を整備する。

（2）通信施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。
整備の水準	地震災害時における町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、町防災行政無線地域防災無線系を整備する。

2 地域の防災構造化

（1）避難路の整備

区 分	内 容
事業の目的	避難路について避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
整備の水準	避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認める道路について、幅員の拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	避難路整備事業	中央幹線 L=70m
		東向2号線 橋りょう架替 N=1橋
		寄子新田2号線 L=357m
		青柳田中線 L=85m
		西の宮6号線 L=420m
		横山森下線 L=120m
		下片岡山通り線 L=110m
		谷川東塩谷線 L=245m
		問屋堤線 L=190m
		町上3号線 L=190m
		東村線 L=90m
		敬満線 L=180m
		高島7号線 橋りょう架設 N=1橋
		高島4号線・高島7号線 L=389m
		青柳北原4号線 L=54m

(2) 避難地の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地の整備を図る。	
整備の水準	緊急時において、近隣住民が避難する場所として町が指定した避難地及び地区の一次避難地の整備を図る。	
事業総括表	事業名	事業概要
	避難地整備事業	中央小学校グラウンド拡張
		町立コミュニティ広場整備

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

区 分	内 容
事業の目的	緊急輸送路として、避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する町道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。また、1次、2次緊急輸送路に関しては県と協議し整備を要望していく。
整備の水準	大規模地震により大きな被害が予想される道路及び町管理の橋りょうの整備を行

区 分	内 容	
	う。	
事業総括表	事業名	事業概要
	緊急輸送路整備事業	橋りょう維持補修・架替・耐震化 N=6橋

(2) 漁港施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために整備の促進を図る。	
整備の水準	吉田漁港内へ流入する漂砂等が多いため、浚渫を行い救援活動が行えるよう整備する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	漁港施設整備事業	港内航路浚渫
		航路護岸改修

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入居者等を地震災害から守るため、老人福祉施設、児童福祉施設等の耐震化を図る。
整備の水準	特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点に、改築又は補強を行う。

(2) 学校教育施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保し、速やかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。
整備の水準	公立小中学校の補強工事を行う。

(3) 社会教育施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	施設利用者等を地震災害から守るため、計画的に社会教育施設の耐震化を図る。
整備の水準	社会教育施設の補強工事を行う。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	社会教育施設整備事業	総合体育館耐震補強・大規模改修 1棟
		中央公民館耐震補強 1棟

(4) 地域防災拠点施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するとともに、災害対策本部施設等の防災拠点における施設の機能強化を図る。	
整備の水準	地震災害時における地域の災害応急対策の拠点として、災害対策本部施設となる庁舎の機能強化を図るため、発電機を整備する。 また、避難所等の機能強化を図るため発電機の整備及びガラス飛散防止対策を実施する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	防災拠点施設整備事業	庁舎発電機更新 1箇所
		避難所発電機整備 5箇所
		避難所ガラス飛散防止対策 5箇所

(5) 公的建造物の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。	
整備の水準	発災時に高齢者や障害者等を支援するための拠点施設を整備する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	災害時拠点施設整備事業	高齢者人材活用センター整備 1箇所
		保健センターガラス飛散防止・転倒防止対策 1棟
		町立コミュニティ広場共同利用施設整備1棟

5 災害の防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

区 分	内 容
事業の目的	地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について

	て、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。
--	---

(2) 津波による災害の防止

区 分	内 容				
事業の目的	津波による著しい災害が生じる恐れのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。				
整備の水準	海岸保全施設を津波に対し粘り強い構造にするための整備を図る。				
事業総括表	<table style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th><th style="width: 50%;">事業概要</th></tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策事業</td><td>津波・高潮防災ステーション 1 式</td></tr> </table>	事業名	事業概要	津波・高潮危機管理対策事業	津波・高潮防災ステーション 1 式
事業名	事業概要				
津波・高潮危機管理対策事業	津波・高潮防災ステーション 1 式				

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

区 分	内 容				
事業の目的	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。				
整備の水準	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、整備計画に基づいて備蓄倉庫を整備する。				
事業総括表	<table style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th><th style="width: 50%;">事業概要</th></tr> <tr> <td>備蓄倉庫整備事業</td><td>備蓄倉庫 5箇所</td></tr> </table>	事業名	事業概要	備蓄倉庫整備事業	備蓄倉庫 5箇所
事業名	事業概要				
備蓄倉庫整備事業	備蓄倉庫 5箇所				

(2) 応急救護設備等の整備

区 分	内 容
事業の目的	災害時要配慮者及び負傷者の応急救護等の救護活動を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
整備の水準	災害時要配慮者及び負傷者の応急救護等の救護活動を確保・強化するため、整備計画に基づいて、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材を整備する。

7 水道施設等の整備

(1) 水道施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	水道施設の被害を防止及び発災後の応急給水を円滑に行うため、水道施設の耐震化等の整備を図る。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	水道施設整備事業	基幹管路の耐震化工事
		老朽管の布設替
		水道施設設備の更新

(2) 下水道施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	下水道施設の被害を最小限にとどめ、被災後速やかに機能復旧を図るため、「吉田町下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化等の整備を図る。	
事業総括表	事業名	事業概要
	下水道施設整備事業	管路施設耐震化
		処理場耐震化 1 棟
		処理場減災対策 1 棟
		自家発電機設備 1 基

第3節 緊急地震・津波対策事業

【関係各課】

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設並びに事業について、緊急地震・津波対策事業として実施する。

当該事業については、県が、第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013の公表を踏まえ、平成25年度から平成27年度までの3年間に市町が緊急かつ重点的に地震・津波対策を実施できるよう大規模地震対策等総合支援事業費補助金を見直し、あらたに緊急地震・津波対策交付金を創設したものである。

平成28年度から新制度として改正され、平成30年度までの3年間、地震・津波対策アクションプログラムの目標達成に向け地震・津波対策交付金事業を実施した。平成31年度以降においても平成31年度から令和4年度までの4年間計画を作成し、引き続き実施を目指す。

(1) 平成25年度～平成27年度事業

事業名	事業内容	事業年度
地域総合防災推進事業	地域総合防災推進事業審査会事業	
	1 静岡地域消防救急広域化運営協議会運営	H25～H27
	2 高齢者世帯家庭内家具等転倒防止	H25～H26
	3 気象情報伝達ルート回線強化	H25
	4 静岡県デジタル防災通信システムFAX設備	H26

第2編 地震対策編
<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	5 映像情報共有システム構築	H26
	6 津波避難シェルター 1基	H26
	防災用無線機整備整備事業	
	1 MCA無線機整備 2台	H25
	消防無線等施設整備事業	
	1 静岡地域消防救急無線デジタル化整備	H27
	2 署活動用無線機 27基	H27
	連携強化等事業	
	1 医療救護研修会	H25
	2 ジュニア防災士養成講座	H26
	3 地域防災指導者養成講座	H25・H27
	住民防災教育事業	
	1 防災マップ 500部	H25
	2 地震防災ガイドブック作成 12,000部	H26
	ハザードマップ作成事業	
	1 津波ハザードマップ作成 5,000部	H26
	地震対策調査事業	
	1 地震被害想定調査	H25
	2 総合情報システム整備（実施設計）	H25
	3 大井川橋梁等予備設計業務委託	H27
	市町営漁港堤防整備事前調査事業	
	1 吉田漁港外郭施設耐震性能調査 ・津波堤（陸閘9基、胸壁）L=980m ・水門 1基	H25
	救護所・仮設救護病院等整備事業	
	1 救急医療資機材（EM-5）更新	H25～H27
	2 救急医療資機材（H-7）更新	H25・H27
	3 救急医療資機材整備 ・EM-5 1セット	H26
	4 救護所用資器材整備	H25～H27
	屋内避難施設落下物対策事業	
	1 小中学校屋内運動場天井等落下物対策 4箇所	H26～H27
	市町単独事業（国庫補助対象外事業）	
	1 コミュニティ広場耐震性防火水槽整備 1基	H26
	備蓄用食料整備事業	
	1 避難生活用非常食整備 34,459食	H25～H27
	自主防災組織用防災資機材整備事業	
	1 消火器 10個	H25～H26
	2 電池メガホン 10個	H25～H26

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	消防団等用防災資機材整備事業	
	1 メガホン 4台	H26
	2 チェーンソー 4台	H26
	3 トランシーバー 10台	H26
	市町用防災資機材整備事業	
	1 毛布 630枚	H25～H27
	2 避難生活用間仕切りセット 10セット	H27
	3 簡易トイレ 101基	H25～H27
	4 地域防災指導員資機材 50個	H27

(2) 平成28年度～平成30年度事業

事業の区分	事業内容	事業年度
建築物等の耐震化事業	家庭内家具固定推進事業費	
	1 高齢者世帯家庭内家具転倒防止事業	H28～H30
	公共施設耐震補強計画策定事業費	
	1 吉田町総合体育館耐震補強計画策定業務	H28
命を守るための施設等整備事業	津波対策標識等設置事業費	
	1 津波避難誘導標識設置 7箇所	H29
	地震対策調査事業費	
	1 吉田町総合体育館耐震補強工事設計業務	H28
	2 同報無線デジタル化実施設計業務	H28
	津波対策調査事業費	
	1 同報無線デジタル化実施設計業務	H28
救出・救助等災害応急活動体制の強化事業	消防団等用防災資機材整備事業費	
	1 デジタル受令機 車載型10台 携帯型17台	H28
医療救護体制の強化事業	救護所・救護病院等整備事業費	
	1 救急医療資機材 (EM-5) 更新	H28～H30
	2 救急医療資機材 (H-7) 更新	H28～H30
	3 シューズカバー 5個	H28
	4 備蓄用手指消毒薬 18個	H28～H30
	5 折りたたみ式ストレッチャー 2個	H28
	6 ゴーグル 30個	H29
	7 感染性廃棄物安全処理容器 3個	H29
	8 パルスオキシメーター 3個	H28
	9 折りたたみリヤカー担架 1基	H29
	10 心肺蘇生用背板 2個	H29
	11 ホワイトボード 1個	H29
	12 医療従事者ベスト 15着	H28・H30
	13 折りたたみ式器械台 2台	H28・H30
	14 バックボード 1個	H30

第2編 地震対策編
<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

災害時情報伝達体制の強化事業	同時通報用無線施設整備事業費（通常）	
	1 同報無線デジタル化工事	H29～H30
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H29～H30
	同時通報用無線施設整備事業費（市町単独）	
	1 同報無線デジタル化工事	H29～H30
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H29～H30
地域防災力の強化事業	連携強化等事業費	
	1 地域防災指導員養成講座	H28～H30
	2 ジュニア防災士養成講座	H28～H30
	3 災害時医療救護研修会	H28
	住民防災教育事業費	
	1 吉田町防災公園防災教育啓発用備品一式	H28
避難生活支援体制の充実事業	屋内避難施設落下物対策事業費	
	1 吉田町総合体育館天井耐震工事設計業務	H28
	2 吉田町総合体育館天井等落下物対策	H29
	市町等用防災資機材整備事業費	
	1 毛布 540枚	H28～H30
	2 避難生活間仕切りセット 75個	H28～H30
	3 簡易トイレ 57個	H28～H30
緊急物資等の確保事業	備蓄用食料整備事業費	
	1 避難生活用非常食 27,000食	H28～H30

（3）平成31年度～令和4年度事業

事業の区分	事業内容	事業年度
建築物等の耐震化事業	家庭内家具固定推進事業費	
	1 高齢者世帯家庭内家具転倒防止事業	H31～R4
	防災ベッド普及事業費	
	1 防災ベッド普及事業	H31～R4
	耐震シェルター整備事業費	
	1 耐震シェルター整備事業	H31～R4
医療救護体制の強化事業	救護所・救護病院等整備事業費	
	1 救護所用資器材整備	H31～R4
災害時情報伝達体制の強化事業	同時通報用無線施設整備事業費（通常）	
	1 同報無線デジタル化工事	H31～R2
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H31～R2
	3 デジタル対応戸別受信機整備（避難所等）	R3
	同時通報用無線施設整備事業費（市町単独）	
	1 同報無線デジタル化工事	H31～R2
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H31～R2
地域防災力の強化事業	連携強化等事業費	
	1 地域防災指導員養成講座	H31～R4
	2 ジュニア防災士養成講座	H31～R4
避難生活支援体制の充実事業	屋内避難施設落下物対策事業費	

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	1 吉田町学習ホール天井等落下物防止対策	R2・R3
	防災拠点用非常用電源設置事業費	
	1 吉田町中央公民館非常用発電機の整備 2 吉田町総合体育館非常用発電機の整備	R4 R2～R4
緊急物資等の確保事業	備蓄用食料整備事業費 1 避難生活用非常食 36,000食	H31～R4
地域総合防災推進事業	地域総合防災推進事業審査会事業 1 消防ポンプ自動車等の整備	H31～R4

第4節 避難路整備事業

【建設課】

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、避難路について整備促進を図ることにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

事業区分	事業概要
避難路整備事業	中央幹線 L=70m
	川尻防潮堤1号線 L=700m
	下片岡山通り線 L=70m
	三軒屋西の宮線 L=108m
	(仮称)川尻防潮堤2号線 L=968m
	問屋堤線 L=190m
	東向2号線 橋梁架替 N=1橋
	寄子新田2号線 L=357m
	西の宮6号線 L=420m
	谷川東塩谷線 L=245m
	東村線 L=90m
	敬満線 L=180m

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

【各部・関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

【関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

第2編 地震対策編

<第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応>

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。

第2編 地震対策編

<第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応>

る。また当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

（1）地域住民等の事前避難行動等

ア 基本方針

町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

イ 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、すべての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、町の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、町は、高齢者等事前避難対象地域を設定するものとし、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。

・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

なお、事前避難対象地域が定まるまでの間は、町は、吉田町津波ハザードマップ浸水想定区域を事前避難対象地域に位置付けるものとする。

ウ 避難指示等の基準

町長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり発令するものとする。

・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

なお、町は、高齢者等避難を発令する地区等について、あらかじめ定めるものとする。

エ 避難指示等の伝達方法

町長は、高齢者等避難を発令したときは直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

オ 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- (ア) 高齢者等事前避難対象地域の地区名等
- (イ) 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- (ウ) 安全な避難場所・避難経路等の確認
- (エ) 避難行動における注意事項

カ 避難計画の作成

町は、後発地震に備えて高齢者等事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の運営

ア 基本方針

避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

イ 避難所の設置及び避難生活

(ア) 避難生活者

- ・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

(イ) 設置場所

- ・町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

(ウ) 設置期間

- ・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

(エ) 避難所の運営

- ・避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

5 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、静岡市消防局・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・避難行動要支援者の避難誘導

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力

第2編 地震対策編

＜第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応＞

を供給する体制を確保するものとする。

（３）ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

（４）通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

（５）放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

7 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

8 交通

（１）道路

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（２）海上

港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

9 町が管理等を行う施設等に関する対策

（１）防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	・海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	・水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 ・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
用水路	農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
地すべり、急傾斜地等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県との連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
庁舎及びその他災害応急対策上重要な施設	庁舎及びその他災害応急対策上重要な施設について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

(2) 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	- ア 情報の伝達 - イ 必要な事業を継続するための措置 - ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 - エ 施設及び設備等の点検 - オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 - カ 防災対応実施要員の確保等 - キ 職員等の安全確保

第2編 地震対策編

＜第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応＞

施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 ・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

【各部、静岡市消防局】

地震災害発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 吉田町

区 分	内 容
町災害対策本部の設置	ア 町長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、町災害対策本部を設置する。 【資料1. 3-6】参照 イ 本部長（町長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。
町災害対策本部の所掌事務	ア 町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 （ア）地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 （イ）災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 （ロ）消防、水防その他の応急措置 （エ）被災者の救助、救護、その他の保護 （オ）「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援部隊等の受入及び調整 （カ）施設及び設備の応急の復旧 （キ）防疫、その他の保健衛生 （ク）避難指示又は警戒区域の設定 （ケ）緊急輸送の実施 （コ）被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 （サ）県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 （シ）自主防災会との連携及び指導 （ス）ボランティアの受け入れ イ 消防団・水防団は、特に次の事項を重点的に実施する。 （ア）被害状況等の情報の収集と伝達 （イ）消火活動、水防活動及び救助活動 （ロ）一次避難地の安全確保及び避難路の確保 （エ）地域住民等の避難地への誘導

第2編 地震対策編

<第5章 災害応急対策>

区 分	内 容
	(ウ) 危険区域からの避難の確認 (カ) 自主防災会との連携、指導、支援
職員の動員配備	ア 町職員 (7) 町災害対策本部の本部員及び職員は、町災害対策本部が設置されたときは直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 (イ) 地区連絡員としてあらかじめ定める職員は、町災害対策本部が設置されたときは直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 (ウ) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。 イ 消防団員 消防団員は、地震発生後直ちに団長、分団長又は副分団長の指揮下で所轄地域の災害応急対策に当たる。

2 静岡市消防局

災害応急対策として講ずる措置
消防職員は、町災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たり、町災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。 ア 消防施設、消防体制の整備又は点検 イ 救助及び救援施設、体制の整備 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 オ 火災発生時の消火活動 カ 水防活動の協力、救援 キ 被災者の救助、救援 ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ケ 消防職員は、静岡市消防職員動員実施要綱に基づき配備する。 コ その他地震災害拡大防止のための措置

3 防災関係機関

<第1編 共通対策編 第1章 総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」>に準ずる。

第2節 情報活動

【統括部、総務部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」>に準ずる。

第3節 広報活動

【総務部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節「災害広報計画」＞に準ずる。

第4節 緊急輸送活動

【統括部、総務部、供給部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第19節「輸送計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

【統括部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節「動員・応援・受援計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

【静岡市消防局、関係各部】

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について消防機関、自主防災会並びに町民等が実施すべき事項を示す。

1 消防活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第23節「消防計画」＞に準ずる。

2 水防活動

町の水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第2編 地震対策編

＜第5章 災害応急対策＞

4 被災建築物等に対する安全対策

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

5 災害危険区域の指定

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第7節 避難活動

【統括部、総務部、地区連絡部、教育部、関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第8節 社会秩序を維持する活動

【関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第18節「社会秩序維持計画」＞に準ずる。

第9節 交通の確保対策

【総務部、土木部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第20節「交通応急対策計画」＞に準ずる。

第10節 地域への救援活動

【関係各部】

日常生活に支障をきたした罹災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活

必需品、その他の物資及び燃料供給計画」＞に準ずる。

2 給水活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第11節「給水計画」＞に準ずる。

3 燃料の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」＞に準ずる。

4 医療救護活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第13節「医療・助産計画」＞に準ずる。

5 し尿処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

6 廃棄物（生活系）処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

7 災害廃棄物処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

8 防疫活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第14節「防疫計画」＞に準ずる。

9 遺体の搜索及び措置

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」＞に準ずる。

10 応急住宅の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第2編 地震対策編

<第5章 災害応急対策>

11 ボランティア活動への支援

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第25節「ボランティア活動支援計画」>に準ずる。

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

【教育部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第21節「応急教育計画」>に準ずる。

第12節 被災者の生活再建等への支援

【関係各部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第22節「社会福祉計画」>に準ずる。

第13節 町有施設及び設備等の対策

【総務部、関係各部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第32節「町有施設及び設備等の対策」>に準ずる。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

【上下水道部、関係各部】

町民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道 (上下水道部)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 (中部電力株式会社・中部電力 パワーグリッド株式会社(島 田営業所))	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

区 分	内 容
	エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス（ガス会社、一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部南榛原地区会））	ア LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 イ LP ガスの施設の安全点検を実施する。 ウ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 エ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通信 西日本電信電話株式会社（静岡支店）	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を用い、臨時公衆電話を設置する。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 （ウ）防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板サービスを提供する。 イ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送 （日本放送協会、民間放送会社）	ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融	ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 （ア）必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等 （イ）預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い （ウ）被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
道路 （国、県、市、町）	ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路

区 分	内 容
ウ	の早期確保に努める。 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
エ	道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
オ	県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の 災害応急対策

【関係各部】

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- ア 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - (ア) 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - (イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- イ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - (ア) 地震及び津波に関する情報収集、伝達
 - (イ) 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- ウ 出火防止措置、消防用施設等の点検
- エ その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、百貨店、	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
スーパー等	イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
路線バス事業その他一般旅客運送に関する事業	ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 路線バスにおいては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (上下水道部)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの開放等の措置についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。	

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 吉田町

区 分	内 容	
町 震災復興本部	設置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。
	規模	災害の規模に応じて別に定める。
	町災害対策本部との併設	町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	復興本部の編成及び運営は、別に定める。 町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	ア 町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 イ 招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ウ 町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。	
他市町等に対する応援要請	町長は、復旧・復興対策を策定するために必要があると認めたときは、他市町とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。	

2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省 東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移动通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省 東海財務局 静岡財務事務所	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省 静岡労働局 島田労働基準監督署	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり対策防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

第2編 地震対策編

＜第6章 復旧・復興対策＞

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
	ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土地理院中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 地理院情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社 静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者及への連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社（東	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
京支社)	を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
西日本電信電話株式会社（静岡支店）、 株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店）	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社	被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
ユニー株式会社 株式会社セブンーイレブン・ ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホー ルディングス	

(3) 指定地方公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
一般社団法人静岡県 LP ガス 協会(中部支部南榛原地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・ 復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
公益社団法人日本栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県トラック 協会(中部支部)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏 まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を 行う。

第2節 激甚災害の指定

【調査部】

<第1編 共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節「激甚災害の指定」>に準ずる。

第3節 震災復興計画の策定

【関係各部】

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興

計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

【調査部】

復旧・復興対策が・円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

（1）基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

（2）予算の執行方針及び編成方針等

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 財源の確保

区 分	内 容
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県に要望する。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
静岡県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を県に要望する。

第5節 震災復興基金の設立

【調査部（財政管理課）】

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

震災復興基金の設立
ア 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
イ 町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

【関係各部】

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

区 分	内 容	
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

区 分	内 容	
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山漁村の復興

【統括部、関係各部】

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(2) 都市・農山漁村復興計画の策定

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

(1) 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(2) 町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
緊急復興地区の抽出	県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
「建築基準法第」84条による建築制限の実施	ア 町長は、知事と連絡調整を図り、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じて指定する。 イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行

	い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

（1）基本方針

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

（2）町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

【関係各部】

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

（1）基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

(2) 公的住宅の供給等

区 分	内 容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者及び支給方法

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

<第1編 共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第4節「被災者の生活再建支援」>に準ずる。

4 雇用対策

(1) 基本方針

失職した被災者に対しては、経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 再就職支援

区 分	内 容
雇用維持の要請	町は、県とともに町内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

離職者に対する生活支援の要望	雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
再就職の支援制度の周知	離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 合同就職説明会等の開催 エ 求人開拓の実施 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、メンタルヘルスケアなどの精神的支援策を実施する。

(2) 支援方法等

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
メンタルヘルスケアの実施	町は、メンタルヘルスケアの相談窓口の開設及び巡回相談等を実施する。なお、必要に応じて県に対して応援を要請する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

の情報提供を積極的に行う。

(2) 広報・PRの実施

区 分	内 容
生活再建支援策等の 広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディアを用い、次のような生活情報等を整理し、広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報等
外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報誌等を作成し配付する。
県外疎開者への 広報・PRの実施	町は県と協力し、全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 相談窓口業務

区 分	内 容
相談窓口等の開設	ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の 遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生相談に対応する。 イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体	内 容
町	地震保険の推進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にと

		って有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。
--	--	--

第9節 地域経済復興支援

【供給部（産業課）】

被災地域の活性化を図り、活力ある地域経済の復興を図るため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

（1）基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

（2）町の実施事項

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

区 分	内 容
中小企業の被災状況の把握	各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。
支援制度・施策内容の周知	ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を、県と連携し、商工団体・業界団体等を通じて周知する。 イ 次の施策を必要に応じ、実施する。 （ア）相談所の設置 （イ）電話相談の実施 （ウ）パンフレットの作成・配布
資金需要の把握	中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
国・県への要望	「中小企業信用保険法」の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

第2編 地震対策編

＜第6章 復旧・復興対策＞

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

区 分	内 容
農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。 ア 町、協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。 イ 次の施策を必要に応じ、実施する。 （ア） 相談所の設置 （イ） 電話相談の実施 （ウ） パンフレットの作成・配布

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

区 分	内 容
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。 ア イベント、プロジェクトの実施 イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催 ウ 商談会の開催 等
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。 ア 町内における観光地の復興イベント等の実施 イ 町外における誘客イベント等の実施 ウ マスコミを活用した PR エ 大規模な会議等の誘致等

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、町、町民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大震法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たって、県・町・防災関係機関等は、できる限り町民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 吉田町

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容		
防災体制の確保	町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、防災体制を確保し、町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて町地震災害警戒本部(以下、この章において「町警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。		
応急対策の	<table border="1"> <tr> <td>町の措置</td><td>ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び</td></tr> </table>	町の措置	ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び
町の措置	ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び		

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容	
内容		伝達並びに県や防災関係機関等との情報の共有化 イ 注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 オ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 カ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 キ 消防団員の連絡体制の確保 ク 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 ケ 必要に応じて町警戒本部の設置準備 コ 県への要請・報告等、県との応急対策活動の連携 (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会へ要請する。 (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 サ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
	消防団の措置	ア 消防団の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 イ 消防団は、団員の連絡体制の確保 ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内 容	
町警戒本部	ア 町警戒本部の設置	町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部を役場庁舎内（3階防災対策室）に設置する。
	イ 町警戒本部組織及び所掌事務	組織及び所掌事務は、吉田町地震災害警戒本部条例（昭和55年吉田町条例第2号）及び吉田町地震災害警戒本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。
組織	組	町警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また、地域に地区本部を設け防災活動の拠点を置く。 町警戒本部の構成は、【資料1. 3-6】のとおりである。 なお、統括部は、本部の事務を担当し、各部の対策活動の連絡調整を行う。 (ア) 本部長 ・本部長は、町長をもって充てる。 ・本部長は、町警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (イ) 副本部長 ・副本部長は、副町長をもって充てる。 ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは代理する。

区分	内 容
	(ウ) 本部員 - 本部員は、教育長、理事、参事、静岡市吉田消防署長、消防団長、交通指導員会長、広域事務局長、議会事務局長、牧之原警察署、防災監、各部長及び連絡部長をもって構成する。 (エ) 本部員会議 - 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 - 本部員会議は本部長が主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。 (オ) 地区本部長 - 地区本部長は、地区別に自治会の長がこれに当たり、地区副本部長に副自治会長がこれに当たる。 - 地区本部長は、地区本部員を指揮、監督し町警戒本部長の指示により、地区内の防災対策に当たる。
所掌事務	町警戒本部が所掌する防災応急対策の事務の主なものは、次のとおりである。 なお、地区本部の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地区本部において対処する。 ア 警戒宣言、地震予知情報の町民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集並びに伝達 イ 県地震災害警戒本部（以下、この編において「県警戒本部」という。）、県地震災害警戒本部中部方面本部（以下、この編において「県警戒中部方面本部」という。）への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (ア) 町長は、県警戒中部方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関する職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ) 町長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を牧之原警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、牧之原警察署等にそれぞれ要請する。 (ウ) 町長は、町民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 (エ) 県警戒本部への報告、要請については、県警戒中部方面本部を通じて行う。 ウ 避難指示又は警戒区域の設定、及び静岡市消防局への必要な要請等 エ 防災要員、静岡市消防局職員（以下「消防職員」という。）、町消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 ケ 自主防災会活動の指導、連携 コ その他地震防災上の措置
職員の動員（配備）	ア 町警戒本部の各部長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所において防災業務につく。 イ 町警戒本部の各部に所属する職員及び地区連絡員等、あらかじめ定める職員は、勤務時間の内外を問わず、配備命令及び警戒宣言が発せられたときは直ちに所定の場所において防災業務につく。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区分	内 容	
その他地震防災上の措置	消防団	警戒宣言の発令と同時に、団長、副団長は役場に登庁し団本部を設置する。 また、本部長以上の団員は各地区本部に出動し、本部長、分団長又は副分団長の指揮下で地域の防災業務にあたる。 【資料2. 4-1】参照 各分団は、地区本部を連絡拠点として次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を町民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 町民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

2 静岡市消防局

【警戒宣言発令時】

地震防災応急対策として講ずる措置	
ア 所掌事務	町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 (7) 情報の収集と伝達 (4) 消火活動、救助活動の出動体制の確立 (9) 地域住民への避難指示の伝達 (エ) 出火防止のための広報 (カ) 消防職員の参集等防災体制の確保
イ 動員	動員（配備）計画は、別に定めるところによるが、概要は次のとおりである。 警戒宣言の発令により、静岡市消防局連絡系統によって全職員を招集するとともに、関係機関と直ちに協議し緊急配備体制を確立する。

3 静岡県警察（※県計画参考）

【警戒宣言発令時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
牧之原警察署	ア 地震関連情報の収集伝達 イ 民心安定等のための広報 ウ 避難指示の伝達、 エ 社会秩序維持のための取締等 オ 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

4 自衛隊（※県計画参考）

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地) ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地) ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

5 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省 東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
国土交通省 中部地方整備局	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
(静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	(イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、綿密な連携をとりながら全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救護物資の配布準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTT ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	への LP ガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（３）指定地方公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会（榛原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会（榛原歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 医療班の派遣又は派遣準備
一般社団法人静岡県 LP ガス協会（中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中部支部） 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
しずてつジャストライン株式会社（相良営業所）	ア 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達 イ バスの運転規制 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報

6 その他の公共的団体

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
吉田町交通指導員協議会	町内の交通防災活動の為、交通指導隊を編成し、これに当たる。
吉田町社会福祉協議会	町の警戒体制に合わせ支援する準備やボランティア対応の準備に当たる。

第2節 情報活動

【統括部、総務部、静岡市消防局】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 吉田町、静岡市消防局

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	ア 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては総務課、勤務時間外及び休日等においては、宿日直者が行うものとする。なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。 イ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 ウ 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災会等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。 エ 町警戒本部員、その他の職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、別に定める連絡系統図

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	により、あらかじめ定めた職員に伝達する。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 また、消防団員、自主防災会の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 (ア) 避難の状況 (イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況 (ウ) 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 (エ) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 (オ) 情報の変容、流言等の状況 (カ) 住民生活、社会・経済活動等の状況 (キ) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） (ク) 消防職員・消防（水防）団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） (ケ) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、県警戒中部方面本部を通じて、県が「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 (ア) 避難の状況 (イ) 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	ア 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 イ 県警戒本部への報告 県が「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

【総務部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 吉田町

区 分	内 容
広報事項	町は東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項については、その文案をあらかじめ準備し定めておく。 主な広報事項は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災会に対する防災活動の要請
広報実施方法	ア 同時通報用無線放送、広報車等 イ 自主防災会を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請 東海地震注意情報発生時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、町が広報を県警戒本部に対し要請しようとする場合は、県警戒中部方面本部を経由して行うものとする。また、要請する場合は、広報文案を添えるものとする。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 なお、その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び町と連携を密にするものとする。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

3 町民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

町民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

区 分	内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線放送、広報車、コミュニティFM	主として町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災会等を通じての連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

【地区連絡部】

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発令されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各単位自主防災会が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	ア 自主防災会の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 イ 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ エ 町民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ オ 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	---

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
自主防災会本部の設営	活動拠点として、自主防災会の本部を設営する。	
情報の収集・伝達	ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の町民等に対して町長の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後町に報告する。 イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災会において避難地まで搬送する。 ウ 避難地まで徒歩による避難では時間を要する避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
	避難生活	ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
社会秩序の維持	ア ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
	イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

【資料1. 2-11】参照

第5節 緊急輸送活動

【統括部、総務部、供給部】

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 吉田町

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。

区 分	内 容
緊急輸送活動の基本方針	ア 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
	イ 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員物資について行う。
	ウ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。
	エ 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には必要に応じ、県と協議し、緊急輸送を行う。
	オ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、町長は、県に対し必要な措置を要請するものとする。
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
	イ 緊急の処置を必要とする患者
	ウ その他
	輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
	(ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの
輸送体制の確立	ア 輸送の方法
	陸上輸送 緊急輸送路により必要な輸送を行う。
	海上輸送 原則として海上輸送は行わないものとする。

区 分	内 容								
	<table border="1"> <tr> <td>航空輸送</td><td>静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table> イ 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 (ア) 町有車両の活用 (イ) 民間車両の借上 (ウ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求 (エ) 燃料の確保のための関係業界への協力要請	航空輸送	静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。						
航空輸送	静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	町及びその他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>町民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内 容								
第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

【統括部】

警戒宣言が発令された場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

区 分	内 容
災害派遣要求事項	警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。 ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生直前の現況航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送
県に対する応援要請	町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を要求する。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

等	ア 派遣要請の要求事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
地震防災派遣部隊の受入	ア 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 イ 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒中部方面本部と緊密な連絡調整を行う。

第7節 避難活動

【地区連絡部】

町長及びその他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災会、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	ア 町が、地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災会や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。 イ 避難対象地区の住民等が避難する方法は、徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するように努めるものとする。 ウ 避難地では、自主防災会の単位で行動するものとする。 エ 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。 オ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、

区 分	内 容	
	必要がある場合、自主防災会が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための指示	指示の基準	町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。なお、町長は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関する周知事項	町（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、注意情報が発表された時は、注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 (ア) 避難対象地区の地区名 (イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 (ウ) 避難経路及び避難先 (エ) 避難する時期 (オ) 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大震法」第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	ア 避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災会、避難地の管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 イ 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	町は、自主防災会及び避難地の施設管理者から直接に又は牧之原警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に対する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。） (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員	

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	を含む) (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告（避難完了後速やかに行う。） (ア) 避難地名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 町等に対する要請事項 町は、避難状況について、県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容
基本方針	町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難地の学校施設等の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
避難地の設置及び避難生活	避難生活者 避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所 ア 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。 イ 原則として公園、学校のグラウンド等の野外に設置する。 ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間 警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所の設置が必要とされるまでの期間とする。 なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、注意情報が発表されてから注意情報が解除され、又は警戒宣言が発令されるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難所を設置することができる。
	避難地の運営 ア 町は、自主防災会及び避難地の管理者の協力を得て避難地を運営する。 イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

区 分	内 容
	エ 自主防災会は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

【関係各部】

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、町民の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱
町の実施事項	ア 町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報により、各種の混乱の生じる恐れがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、町民のとるべき措置について呼びかけを実施する。 イ 物資、物価対策 (ア) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、町警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。 (イ) 「生活関連物資等の買占め売惜しみに対する緊急処置に関する法律(昭和48年法律第48号)」及び「国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)」に基づき、国、県との連携のうえ、価格動向や需要動向調査を行い、必要な措置を県に依頼する。 ウ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報によりこれを鎮める。 エ 県公安委員会の実施する交通規制に関する広報に努める。 オ 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。 (ア) 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告 (イ) 治安対策に必要な広報(避難の際の施錠、夜の一人歩き等) (ウ) 自主防災会による地区内犯罪防止のための警備の指導
警察の実施事項(※県計画参考)	県警察本部は、警戒宣言が発令されたときは、次の活動を行う。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発令された時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 (ア) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。 (イ) 犯罪情報の収集を行う。 (ロ) 生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 (エ) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。 (オ) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。 (カ) 自主防災会や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 (キ) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。
防災関係機関の行う活動	防災関係機関は秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

第9節 交通の確保活動

【総務部、土木部】

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震 注意情報発表時	ア 走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	ア 走行中の車両の運転者は次の要領により行動すること。 (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により、継続して地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。 (ロ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 交通規制の基本方針

区 分	内 容
東海地震 注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 (ア) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 (イ) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 (ウ) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 (ア) 強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 (イ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。 (ウ) 東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 (エ) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 (オ) 交通規制に際しては、牧之原警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

区 分	内 容										
町内における 車両の走行抑制	町内における一般車両の走行は極力抑制する。										
緊急輸送路等を 確保するための 措置	ア 緊急輸送路については、各インターチェンジにおいて交通検問所を設置し、緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外の通行を禁止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>検問所設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td><td>長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td></tr> <tr> <td>東名高速道路</td><td>御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td></tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td><td>須走 IC</td></tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td><td>三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td></tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
路線	検問所設置場所										
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC										
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC										
東富士五湖道路	須走 IC										
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC										

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

	国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点
イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内の流入を禁止する。 ウ 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。		

（４）緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大震法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

2 海上交通の確保対策

区 分	内 容
港則法の適用を受けない漁港	漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 （ア）停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 （イ）避難できない船舶については、係留を完全に行う。 （ウ）大型・中型船舶は、入港を差し控える。

第10節 地域への救援活動

【供給部、上下水道部、保健部、都市環境部、地区連絡部】

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保、並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
	イ 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
	ウ 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合は、町は県に対して、また、県は国に対してそれぞれ調達又はその準備的措置を要請する。
	エ 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。
	オ 町及び県は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、町民に対して貯水の励行を呼びかける。
	カ 町及び県は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	キ 町民は、備蓄食料・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民の生活を維持するために、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 町、自主防災会及び町民がとる措置

実施主体	内 容
町	ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や町以外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた場合は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資の集積所の開設準備を行う。
自主防災会及び町民	自主防災会（組織）は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、町民は、緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、町は別に定める量の調整を行うものとする。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

2 飲料水等の確保

町及び町民等は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体等からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
町民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災会の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び町民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護の準備並びに廃棄物処理、防疫等の保健衛生のため次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。
- カ 吉田町医療救護計画により、榛原医師会、榛原歯科医師会、榛原薬剤師会に、指定した救護所へ出動を要請する。
- キ 吉田町医療救護計画により、看護師等に、指定した救護所へ出動を要請する。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するため、吉田町災害時健康支援マニュアルにより準備をする。
自主防災会	自主防災会の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

実施主体	実施項目	内 容
町	し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置

実施主体	実施項目	内 容
		状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
町	廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節 町有施設設備等の防災措置

【関係各部】

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的、又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

防災課長及び使用者は、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- ア 通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- イ 携帯用無線機は、完全充電を行うとともに、予備の電池を確保する。
- ウ 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- エ 子局には保守要員を派遣し、点検を行い、待機させる。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、漁港、河川、海岸、ため池、道路等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、土木建設業者等の協力を得て、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
漁港施設等	次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。 ア 防潮施設等 津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。 イ 岸壁等 緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。
河川及び海岸保全施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘（門扉）、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。
農業用施設	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流放水、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路交通状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。指定地等危険のおそれがある地域に注意情報の発表を連絡する。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、工事の進捗状況や工事継続の危険性等を勘案し、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎	町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
漁港施設等	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 ア 防潮施設等 津波の危険のある地域においては、水門、陸閘（門扉）、樋門等の閉鎖操作を行う。また水防資機材の点検、配備を行う。 イ 岸壁等

区 分	内 容
	耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
河川及び海岸保全施設	津波の危険のある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、陸閘（門扉）、樋門等の閉鎖操作を行う。
農業用施設	農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水、又は減水を行う。また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするものとする。
道路	ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を広報車、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 イ 緊急輸送路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 オ 幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 情報機器・情報システム

情報機器・情報システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的、又は部分的に実施する。

- ア 情報機器本体及び端末機等の固定を確認する。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっている情報機器・情報システムを除いて、運用を停止する。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

【上下水道部、関係各部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的、又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道 (上下水道部)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力(中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所)	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
ガス (ガス会社) (社団法人静岡県LPガス協会(中部支部南榛原地区会))	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
通信 (西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
放送 (日本放送協会) (民間放送会社)	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するために、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
町内金融	金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
バス (しずてつジャストライン株式会社相良	ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容

区 分	内 容
営業所)	についても周知する。 イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。
道路	ア 平常どおり円滑な交通を確保するとともに、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。 イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。外来患者に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該病院・診療所の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。 エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
スーパー等	ア スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなどとともに、混乱防止のための措置を講ずる。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
水道 (上下水道部)	ア	飲料水の供給は継続する。
	イ	地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 (中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所)	ア	必要な電力の供給は継続する。
	イ	地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保措置等を行う。
ガス (ガス会社) (社団法人静岡県LPガス協会(中部支部南榛原地区会))	ア	ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
	イ	重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備防災措置を講ずる。
通信 (西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	ア	あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。
	イ	災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
	ウ	地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放送 (日本放送協会) (民間放送会社)	臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。	
町内金融	金融機関の営業	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

区 分	内 容
	(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業 ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
バス (しずてつジャストライン株式会社相良営業所)	ア バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 イ 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道 路	ア 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 オ 走行車両は低速走行する。
病院・診療所	ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー等	ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

【関係各部】

大震法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保のため必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のあるこれらの準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項
ア 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 イ 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 (7) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

共通に定めるべき事項	
	る事項
	(イ) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
	(ウ) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	(エ) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
	(オ) 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
	(カ) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
	(キ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
ウ	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
	(ア) 東海地震注意情報の内容と意味等
	(イ) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
	(ウ) 冷静な対応の実施
	(エ) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
	(オ) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
	(カ) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
	(キ) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
エ	避難対象地区内にある施設の準備的措置
	避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	
ア	警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
イ	地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
	(ア) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
	(イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
ウ	地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
	(ア) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
	(イ) 情報収集・伝達手段の確保
	(ウ) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
	(エ) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	(オ) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
	(カ) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
	(キ) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
	(ク) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
	(ケ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
エ	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

共通に定めるべき事項	
(ア) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 (イ) 当該施設における地震防災応急対策の内容 (ウ) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 (エ) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 オ 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。	

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「病院・診療所」に準ずる。
	警戒宣言発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「病院・診療所」に準ずる。
スーパー等	東海地震注意情報発表時	ア 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 イ 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど混乱を生じさせない措置を講ずる。 ウ 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ウ 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 （大震法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）		施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
一般旅客運送に関する事業 （大震法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	東海地震注意情報発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「バス」に準ずる。
	警戒宣言発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「バス」に準ずる。
学校・幼稚園・保育園・認定こども園	ア 町教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育園等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 イ 学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ウ 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	
	東海地震注意情報発表時	生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	警戒宣言発令時	ア 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 イ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 ウ 在宅中の場合、登校・登園しないものとする。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。	イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 (イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言 発令時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。	イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡し (イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
放送事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の「放送」に準ずる。	
	警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の「放送」に準ずる。	
その他の施設又は事業	道路	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「道路」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「道路」に準ずる。
	ガス事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「ガス」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「ガス」に準ずる。
	水道事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「水道」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「水道」に準ずる。
	電気事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「電力」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「電力」に準ずる。

第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【関係各部】

町が管理し、又は運営する施設又は事業の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、＜本章 第13節「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」＞の規定に準ずる。 ア 学校 (ア) 児童・生徒等の安全確保のために必要な係る具体的な措置（家族等への引渡し方法等） (イ) 地域住民の避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等 イ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡し方法 ウ 水道用水供給施設 警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、＜本章 第13節「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」＞の規定に準ずる。 ア 学校

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	(7) 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的な措置（家族等への引渡し方法等） (イ) 地域住民の避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等 イ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡し方法 ウ 水道用水供給施設 溢水等による災害予防措置